

高等学校野球部員登録についての規定

- 1 各加盟校は、学年はじめに所属する都道府県高等学校野球連盟（以下都道府県連盟という）に全部員の登録をしなければならない。
ただし、その後の登録又は抹消については、その都度遅滞なく所属する都道府県連盟に届け出るものとする。
- 2 大会出場選手は、登録部員の中から選ばなければならない。
- 3 3年生部員は、シーズン終了の3月末をもって所属連盟の登録を抹消する。
ただし、12月1日以降も練習参加を希望する者は、当該野球部責任教師を通じて学校長の許可を受けた場合は、練習に参加することができる。
なお、11月30日付けの抹消とその後の練習参加について、所属連盟への届け出は必要としない。

19. 高等学校野球関係者（指導者・選手・部員）のラジオ、テレビ出演に関する許可条件

- 1 商業宣伝に利用されないこと。
- 2 金品等による謝礼を受けないこと。
- 3 特定の個人をスター扱いした構成とならないようにする。
- 4 芸能人いわゆるタレントのインタビュー、対談及び同一画面での出演は認めない。
- 5 スタジオ取材ではユニホームを着用しないこと。
- 6 当該学校長の承認を得ること。